

線量評価点の設定例について

東海第二発電所の事故時の線量評価は、非居住区域境界外において行っており、線量評価点は、東海第二発電所の周辺監視区域（東海発電所含む）及び隣接事業所（日本原子力研究開発機構（JAEA）等）の周辺監視区域を含めた非居住区域（公衆が居住しない区域）の境界に設定している。

東海第二発電所と同様に周辺の公衆が居住しないこと（非居住区域）を考慮し線量評価点を設定している主な原子力発電所について下表に示す。

	平常時 (人の居住を考慮した評価)	設計基準事故時	重大事故に至る おそれがある事故※	備 考
東海第二発電所	周辺監視区域境界外 (JAEA 等含む)	非居住区域境界外 (JAEA 等含む)	非居住区域境界外 (JAEA 等含む)	同一事業者の敷地（東海発電所）及び隣接する他事業所（JAEA 等）の周辺監視区域を含め非居住区域として評価
JAEA (JRR-3)	周辺監視区域境界外 (東海第二等含む)	敷地境界外 (東海第二等含む)	敷地境界外 (東海第二等含む)	隣接する他事業所（東海第二等）の周辺監視区域を含め非居住区域として評価
志賀原子力発電所	敷地等境界外 (石川県水産センターを含む)	敷地等境界外 (石川県水産センターを含む)	敷地等境界外 (石川県水産センターを含む)	敷地内の他事業所（石川県水産センター）を含めた敷地等境界で評価。 他事業所は事業者が貸与した土地に設置されており、賃貸契約書により「公衆の居住を禁止」している。
泊発電所	敷地等境界外 (周辺監視区域を含む)	敷地等境界外 (自社風力発電所敷地含む)	—	同一事業者の事業所（風力発電所）の敷地を含めた敷地境界で評価
大飯発電所	敷地等境界外 (地役権設定区域を含む)	敷地等境界外 (地役権設定区域を含む)	—	地役権設定区域を含めた敷地境界で評価

※JRR-3 においては、多量の放射性物質等を放出する事故